

国民年金保険料「5年の後納制度」について

平成27年10月1日から3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間が2年から5年に延長されています。

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申込手続きをすることで平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分までさかのぼって保険料を納めること(後納)ができます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している方は対象になりません。

後納制度利用のメリット

- 納め忘れの期間を納めることで、年金受給資格を得られる可能性があります。
- すでに年金受給資格を満たしている方でも、未納期間の後納保険料を納めることで将来受け取る年金額が増額します。
- 会社員や公務員の配偶者の扶養から外れた時に、国民年金への切り替えの届出がされていなかった方が手続きをすれば、後納制度を利用でき、年金額が増額します。

希望される方は、申込書の送付依頼を年金事務所へお願いします。(日本年金機構のホームページからも取得ができます)後日申込書が送付されますので、必要事項を記入し、年金事務所へ提出してください。審査後、通知書および納付書が送付されますので、金融機関などで納めてください。

過去3年度以前の保険料を後納する場合には、当時の保険料額に加算額がつかます。また、後納保険料の納付は、最も古い期間から納めるようになります。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。控除の対象となる保険料は、平成28年中に納付した保険料です。また、ご家族の保険料を支払った場合にも、控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や領収証書)の添付が必要となります。

平成28年1月1日から9月30日の間に納付した方には11月上旬に、平成28年10月1日から12月31日の間に今年をはじめて保険料を納めた方へは翌年2月上旬に、日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送られます。申告書提出の際に、この証明書または、領収証書を添付して下さい。

○お問い合わせ

- 本庁 住民課 住基戸籍係
☎ 43-2800(課直通)
- 佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
☎ 55-3701(直通)
- 日本年金機構 幡多年金事務所
☎ 34-1616

平成28年度臨時福祉給付金のお知らせ

消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されない方が対象です。

ただし、次の方は対象外です。

- 平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など
- 生活保護制度の被保護者
- 支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき3千円

◆申請手続き

支給対象と思われる方には9月中旬に案内書と申請書を送付しています。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効

平成29年1月31日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

○お問い合わせ

- 佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
☎ 55-3112(直通)

